

令和4年度広島県庁舎消防用設備等保守点検特記仕様書

第1 業務概要

- 1 業務名：令和4年度広島県庁舎消防用設備等保守点検業務
- 2 履行場所：ア 本館系（本館，南館，議会棟，北館，税務庁舎，農林庁舎）
広島市中区基町10番52号
イ 東館
広島市中区基町9番42号
ウ 自治会館
広島市中区基町10番3号
- 3 履行期間： 令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月 31日まで

4 業務仕様

- (1) 本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書(平成30年版)（以下「共通仕様書」という。）、現場説明書及び質問回答書による。
- (2) 業務仕様書（特記仕様書，共通仕様書，現場説明書，質問回答書）に定めがない事項は，施設管理担当者と協議する。
- (3) 本特記仕様書の表記
- ア ・印と○印の双方が付いた項目は，○印を適用する。
- イ ・印と※印の双方が付いた項目は，※印を適用する。
- ウ ※印と○の双方が付いた項目は，○印を適用する。
- エ ※と○印の双方が付いた項目は，※と○印の双方を適用する。
- オ ・印の項目は，適用しない。
- また，各項目に付記した【 】は，共通仕様書における該当項目等を示す。
例：【I 1.2.3】第1編1.2.3に該当する項目。
- (4) 発注者の都合，関係する設備等の点検及び事故等により，施設管理担当者が必要と認めた場合は，施設管理担当者が指定する場所へ人員を配置すること。
- (5) 受注者は業務に支障をきたさないよう，点検・保守の記録，修理の記録，故障及び不具合等の業務に関する事項について，前任の受注者から十分に引き継ぎを受けること。また，受注者の変更がある場合は，後任の受注者が業務に支障をきたさないよう，前段の業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。

5 対象業務

本業務の対象業務および範囲等は以下の通りとする。

定期点検等及び保守業務 【II 6.2.2】

○防災設備.....：対象部位及び数量は別紙.....による。

第2 一般共通事項

1 一般事項

- (1) 受注者の負担の範囲 【I 1.1.3】
業務の実施に必要な施設の光熱水等の費用負担.....
※なし.....・有り（・電気 ・ガス ・水道.....）

(2) 報告書の書式等 【I 1.1.5】

業務報告書の書式等は以下により必要に応じ写真等も添付する。

- 平成29年版「国の機関の建築物の点検確認ガイドライン」の点検様式1-1～3-2-1
- その他 施設管理者の承諾するもの

(3) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(4) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

(5) 業務の再委託

受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合、事前に再委託の相手方（以下「再委託者」という。）の名称、所在地、再委託部分の業務内容、再委託の理由及び再委託部分の予定金額について記載した書面（以下「再委託申請書」という。）を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

また、必要に応じて再委託申請書には、再委託者の担当者の資格を確認できる資格者証等の写しを添付すること。

2 業務関係図書

(1) 業務計画書等

次の書類を2部作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- 業務計画書【I 1.1.2.1】
- ※作業計画書【I 1.1.2.2】
- 緊急対応連絡表
- 作業員名簿

(2) 貸与資料【I 1.2.3】

業務の実施に必要な関係資料を貸与する。なお、貸与期間は2週間を限度とし、施設管理担当者の許可を受けるものとする。

(3) 業務の記録【I 1.2.4】

次の書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管を行い、業務終了後に提出する。

- (・施設管理担当者との打合せ記録簿 ○メンテナンス用台帳類 ○計画報告書類
- ・作業日誌類 ○事故、修繕、更新記録簿等 ・点検記録簿 ・運転記録簿
- ・計測記録簿 ・)

3 業務現場管理

(1) 業務責任者【I 1.3.2】

本業務の実施に先立ち、次の実務経験を有する業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証(写)及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって施設管理担当者に通知する。（業務責任者は業務担当者を兼任できる。）

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

(2) 法定資格者の選任

本業務の実施に先立ち、業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、氏名、生年月日、経歴書及び業務に関する資格を証明するものについて書面をもって施設管理担当者に通知する（法定資格者は業務担当者を兼任できる）。

なお、法定資格者に変更があった場合も同様とする。

※ 共通仕様書【II 6.2.2】表6.2.2の消防用設備等の種類に応じた点検資格

第3 特記事項

1 定期点検等及び保守業務

(1) 一般事項

ア 保守の範囲【Ⅱ1.1.3】

・その他の保守の範囲 (.....)

イ 支給材料【Ⅱ1.1.6】

・記載以外の支給材料 (.....)

ウ 点検の省略【Ⅱ1.1.8】

点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議する。

(2) 防災設備 : 本業務の作業項目及び作業内容は以下による。

ア 本館系

項目	特記事項
消防法関係	消防用設備等【Ⅱ表6.2.2】 ◎消火設備 (◎消火器具 ・ 屋内消火栓設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 不活性ガス消火設備備備) ◎警報設備 (◎自動火災報知設備 ◎ガス漏れ火災警報設備 ・ 非常警報設備) ・ 避難設備 (・ 避難器具 () ・ 誘導灯及び誘導標識) ・ 消防用水 ◎消火活動上必要な施設 (◎排煙設備 ・ 連結送水管 ・ 連結散水設備 ・ 非常コンセント設備) ◎非常用電源・配線等 (・ 非常電源専用受電設備 ・ 蓄電池設備 ・ 自家発電設備 ◎配線 ・ 総合操作盤)
建築基準法関係	・ 非常用照明装置【Ⅱ6.3.2】照度測定個所数 (個所) ・ 防火戸・防火シャッター【Ⅱ6.3.3(A)】 ・ 耐火クロススクリーン【Ⅱ6.3.3(B)】 ・ ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備【Ⅱ6.3.3(C)】 ・ 防火ダンパー【Ⅱ6.3.4】 ・ 排煙設備 (自然排煙口(排煙窓)【Ⅱ表6.3.5(A)】 ・ 排煙設備 (機械排煙設備)【Ⅱ表6.3.5(B)】 ・ 排煙設備 (特殊な構造の排煙設備)【Ⅱ表6.3.5(C)】 ・ 排煙設備 (加圧防排煙設備)【Ⅱ表6.3.5(D)】 ・ 予備電源 (自家発電装置)【Ⅱ3.4.1】 ・ 予備電源 (直結エンジン)【Ⅱ表6.3.5(E)】 ・ その他の避難設備等【Ⅱ6.3.6】

イ 東館

項目	特記事項
消防法関係	消防用設備等【Ⅱ表6.2.2】 ◎消火設備 (◎消火器具 ・ 屋内消火栓設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 不活性ガス消火設備備備) ◎警報設備 (◎自動火災報知設備 ◎ガス漏れ火災警報設備 ◎非常警報設備) ・ 避難設備 (・ 避難器具 () ・ 誘導灯及び誘導標識) ・ 消防用水 ◎消火活動上必要な施設 (◎排煙設備 ・ 連結送水管 ・ 連結散水設備 ・ 非常コンセント設備) ◎非常用電源・配線等 (・ 非常電源専用受電設備 ・ 蓄電池設備 ・ 自家発電設備 ◎配線 ・ 総合操作盤)
建築基準法関係	・ 非常用照明装置【Ⅱ6.3.2】照度測定個所数 (個所) ・ 防火戸・防火シャッター【Ⅱ6.3.3(A)】 ・ 耐火クロススクリーン【Ⅱ6.3.3(B)】 ・ ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備【Ⅱ6.3.3(C)】 ・ 防火ダンパー【Ⅱ6.3.4】 ・ 排煙設備 (自然排煙口(排煙窓)【Ⅱ表6.3.5(A)】 ・ 排煙設備 (機械排煙設備)【Ⅱ表6.3.5(B)】 ・ 排煙設備 (特殊な構造の排煙設備)【Ⅱ表6.3.5(C)】 ・ 排煙設備 (加圧防排煙設備)【Ⅱ表6.3.5(D)】 ・ 予備電源 (自家発電装置)【Ⅱ3.4.1】 ・ 予備電源 (直結エンジン)【Ⅱ表6.3.5(E)】 ・ その他の避難設備等【Ⅱ6.3.6】

項 目	特記事項
消防法関係	消防用設備等【Ⅱ表6.2.2】 ・消火設備（・消火器具 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・不活性ガス消火設備備備 ・ ） ◎警報設備（◎自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備 ・非常警報設備 ◎漏電火災警報設備 ） ・避難設備（・避難器具（ ） ・誘導灯及び誘導標識・ ） ・消防用水 ・消火活動上必要な施設（・排煙設備 ・連結送水管 ・連結散水設備 ・非常コンセント設備 ・ ） ◎非常用電源・配線等（・非常電源専用受電設備 ・蓄電池設備 ・自家発電設備 ◎配線 ・総合操作盤 ・ ）
建築基準法関係	・非常用照明装置【Ⅱ6.3.2】照度測定個所数（ 個所） ・防火戸・防火シャッター【Ⅱ6.3.3(A)】 ・耐火クロススクリーン【Ⅱ6.3.3(B)】 ・ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備【Ⅱ6.3.3(C)】 ・防火ダンパー【Ⅱ6.3.4】 ・排煙設備（自然排煙口(排煙窓)【Ⅱ表6.3.5(A)】 ・排煙設備（機械排煙設備）【Ⅱ表6.3.5(B)】 ・排煙設備（特殊な構造の排煙設備）【Ⅱ表6.3.5(C)】 ・排煙設備（加圧防排煙設備）【Ⅱ表6.3.5(D)】 ・予備電源（自家発電装置）【Ⅱ3.4.1】 ・予備電源（直結エンジン）【Ⅱ表6.3.5(E)】 ・その他の避難設備等【Ⅱ6.3.6】

3 その他

- (1) 消防法に基づく防火対象物定期点検が必要な場合は、点検を行うこと。なお、費用等の負担は（・発注者 ※ 受注者）とする。
- (2) 消防署等へ提出する点検結果報告書は3部作成する。また、施設管理者の指示により消防署等へ提出すること。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 点検口がない議会棟及び税務庁舎のエレベーターシャフト内の感知器は、エレベーターのカゴを移動し、乗場扉を開いた状態にし、3階のエレベーター乗場から点検する。なお、エレベーター操作は、エレベーター保守点検業者が行うこととし、これに要する作業員派遣等費用は受注者の負担とする。
 また、この点検については、施設管理担当者及びエレベーター保守点検業者と日程調整し行うこと。
- (4) 本業務は、自動火災報知設備等総合調整を含む。
- (5) 自衛消防訓練（総合訓練）及び消防通報訓練（各1回/年実施）それぞれに技術者を派遣すること。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、発注者から設備の異常連絡を受けたときは、直ちに現場に駆けつけること。なお、これに要する保守費用は受注者の負担とし、修繕工事については別途とする。
- (7) 本業務の点検内容は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書」（以下、「国共通仕様書」という。）第6章防災設備第1節一般事項及び第2節消防設備等による。
- (8) 本業務期間中に、広島県庁舎東館において工事が予定されているため、一部立入不可による点検数量減少の可能性がある。

保守点検対象設備の設置数量及び補充部品の納入数量を示す。

(1) 本館系

ア 消火設備

(ア) 消火器具

別紙消火器保守点検数量表による。

イ 警報設備

(ア) 自動火災報知設備

名 称	設置場所	数 量
受信機 (P型1級)	税務庁舎 農林庁舎	1面 (30回線) 1面 (45回線)
副受信機 (P型1級)	税務庁舎 農林庁舎	2面 (15回線) 3面 (10回線)
受信機GR型 ホーチキ(株)製 HRN-AFS1020FGAZ 検定型式番号 受第24~2号	本 館	1面 (見積採用)
副受信機 R型HEX-IPG-A	本 館 議 会 棟	1面 1面 (見積採用)
発信機 (P型1級)	本 館 南 館 議 会 棟 北 館	35個 15個 12個 21個 計 83個
発信機 (P型1級)	税務庁舎 農林庁舎	11個 13個 計 24個
差動式スポット型感知器	本 館 南 館 議 会 棟 北 館 税務庁舎 農林庁舎	<u>別紙感知器保守点検数量表による。</u>
定温式スポット型感知器	本 館 南 館 議 会 棟 北 館 税務庁舎 農林庁舎	<u>別紙感知器保守点検数量表による。</u>

名 称	設置場所	数 量
煙式スポット型感知器 ※本館1個，北館1個，農林 庁舎9個は排煙設備連動式	本 館 南 館 議 会 棟 北 館 税務庁舎 農林庁舎	別紙感知器保守点検数量表による。
音響装置（地区）	本 館 南 館 議 会 棟 北 館 税務庁舎 農林庁舎	4 2 個 1 6 個 1 2 個 2 1 個 1 1 個 1 4 個 計 1 1 6 個
表示灯	本 館 南 館 議 会 棟 北 館 税務庁舎 農林庁舎	3 5 灯 1 5 灯 1 2 灯 2 1 灯 1 1 灯 1 3 灯 計 1 0 7 灯
常用電源	本 館 税務庁舎 農林庁舎	1 組 1 組 1 組
予備電源	本 館 税務庁舎 農林庁舎	1 組 1 組 1 組

(イ) ガス漏れ火災警報設備

名 称	設置場所	数 量
受信機	農林庁舎	1 面 (5 回線)
副受信機	本 館 農林庁舎	1 面 (5 回線) 1 面 (5 回線)
検知器（警報内蔵）	農林庁舎	4 個
常用電源	農林庁舎	1 組
予備電源	農林庁舎	1 組

ウ 消火上必要な施設

(ア) 排煙設備 (防火戸, 防火ダンパー等を含む)

名 称	設置場所	数 量
制御盤	本 館	1 面
	北 館	1 面
	農林庁舎	5 面
防火シャッター (レリーズ動作)	本 館	1 個
	農林庁舎	1 個
防火戸 (レリーズ動作)	北 館	1 個
	農林庁舎	8 個

エ 非常用電源・配線等

(ア) 配線

名 称	設置場所	数 量
絶縁抵抗測定及び配線点検	本 館 南 館 議 会 棟 北 館 税務庁舎 農林庁舎	1 式

オ 補充部品

名 称	数 量 単 位
ロールペーパー	20本

(2) 東館

ア 消火設備

(ア) 消火器具

別紙消火器保守点検数量表による。

イ 警報設備

(ア) 自動火災報知設備

名 称	数 量
受信機GR型 ニッタン(株)製 RXN-621 J 10 2019年製 検定型式番号 受第17~2~3号	1面
中央監視移報 (CRT表示, 起動操作 全点)	1式
差動式スポット型感知器	<u>別紙感知器保守点検数量表 による。</u>
定温式スポット型感知器	
定温式スポット型感知器 (防爆形)	
煙感知器	
P型1級発信機	47個
音響装置 (地区)	49個
表示灯	59個
電源装置 (常用・予備)	1式
中継器 (火報, ガス, 防災)	268個

(イ) ガス漏れ火災警報設備

名 称	数 量
ガス漏れ検知器	12個
検知区域警報装置	6個

(ウ) 非常警報設備

名 称	数 量
防災型ロッカー型アンプ (1200W, 48局SW+一斉音声ファイル)	1台
リモートマイク	1組
アンプカットリレー	1組
天井埋込スピーカー	359個
壁掛けスピーカー	43個
トランペットスピーカー	12個
非常電話親機 (20回線)	1台
非常電話子機	40台
電源装置 (常用・予備)	1式

ウ 消火活動上必要な施設

(ア) 排煙設備

名 称	数 量
排煙口 (モーターレリーズ動作)	84個
防火ダンパー (モーターダンパー動作)	179個
防火シャッター (レリーズ動作)	21個
防火戸 (レリーズ動作)	225個

エ 補充部品

名 称	数 量
ロールペーパー	20本

(3) 自治会館

(ア) 自動火災報知設備

名 称	数 量
受信機 (P型1級10回線) ※7回線使用, 本館 守衛室移報 (7警戒区域)	1面
差動式スポット型感知器	<u>別紙感知器保守点検数量表 による。</u>
定温式スポット型感知器	
煙感知器	
P型1級発信機	3個
音響装置 (地区)	5個
表示灯	3個
電源装置 (常用・予備)	1式

(イ) 漏電火災警報装置

名 称	数 量
受信機 (1級) 音響装置内蔵 ※本館守衛室移報	1面
検知器 (変流器)	1個
電源装置 (常用)	1式